

# 令和2年度 事業計画

## 1. 子ども会活動の普及及び推進(定款第5条第1号関係)

### (1)「子どもの手による子ども会づくり」助成

単位子ども会で取り組む行事活動のいくつかを、子どもたち自身で計画、実施していくための助成を行います。ブロック子連より推薦のあったものを理事会で審議し、単位子ども会を指定します。なお、指定を受けた単位子ども会は育成会ノート等で活動の報告を行います。

- ・ 助成期間 令和2年6月20日～令和3年2月28日
- ・ 対象 単位子ども会または校区(地区)子ども会

### (2)子ども会育成者支援の推進

(ア)市・町子連との情報共有や連携の構築強化を図り、育成者を支援します。

- ・ 実施期間 令和2年4月～令和3年3月
- ・ 対象 市・町子ども会

(イ)「いきいき子ども会」助成

子ども会の活性化を視野に入れ、市・町子連が取り組むいきいきとした子ども会の推進に向けた事業・活動に対して助成を行います。

- ・ 助成期間 令和2年6月15日～令和3年2月28日
- ・ 助成対象 県内の市・町子ども会

### (3)未来の子ども会のカタチプロジェクト

子どもを育む地域づくりを目指す単位子ども会を支援します。

(ア)子ども会育成カードの作成

(イ)子ども会活動ハンドブックの発行

(ウ)子どもを育む地域づくりや地域のつながりを高める取り組みの支援。

### (4)兵庫県子ども会育成者大会の実施

子ども会活動に功績のあった指導者・育成者、優れた活動を展開する団体の表彰および研鑽の機会とし、ブロック・市・町子連間の交流を深めます。

- ・ 実施日 令和2年11月15日(日)
- ・ 対象 指導者、育成者、子ども会関係者等
- ・ 場所 神戸市内(兵庫県民会館)

### (5)オセロ大会の実施

子どもの情操教育の一環として、思考力、判断力の涵養をはかるためのオセロ大会を行うとともにブロック大会への支援を行います。

(ア)ブロック大会

- ・ 実施期間 令和2年4月1日～10月31日

(イ)第8回県大会

- ・ 実施日 令和2年12月13日(日)
- ・ 場所 神戸市内

## (6) 安心で安全な活動の推進

(ア) 活動中の事故に対して見舞金を支給します。

(イ) 安心で安全な活動のために必要な経費の補助を行います。

- ・ 実施期間 令和2年4月～令和3年3月
- ・ 対象 市・町子連

(ウ) 子ども会KYT等を活用し、安全な活動を推進します。

## (7) 体験活動の推進

(ア) 子どもや若者、保護者や育成者などを対象にした活動

(イ) 他の団体・企業等との連携による活動

- ・ 実施期間 令和2年4月～令和3年3月
- ・ 場所 兵庫県内

## (8) プレイ・オブ・チルドレンの普及

様々な遊びやニュースポーツ活動を提唱することにより、子ども会活動の幅を拡げ、子どもたちのやる気と自主性を養います。

- ・ 実施期間 令和2年4月～令和3年3月
- ・ 場所 兵庫県内

## (9) 顕彰の実施

子ども会活動の功績が顕著な者及び業績が顕著な単位子ども会、育成者組織、指導者組織に対する顕彰を育成者大会他で行います。また、県、全子連、青少年本部等に対して表彰の推薦を行います。

## (10) 未来を担う子どもが育つ社会づくりの推奨

環境にやさしい暮らしの提唱など、未来を担う子どもを育む豊かな社会づくりを目指します。

## 2. 子ども会活動の指導者の養成及び研修（定款第5条第2号関係）

### (1) 指導者・育成者研修の支援

地域の子ども会活動振興のため、推進役である指導者、育成者の研修を行います。

- ・ 実施期間 令和2年4月～令和3年2月15日
- ・ 対象 指導者・育成者
- ・ 場所 各ブロック・市・町48か所〈各年1回〉

### (2) 子ども会活動に関わるリーダー及びサポーター等の拡充

幅広い世代が子ども会活動に関わる機運の向上を目指し、広報および養成等の充実を図ります。

### (3) 市・町子連や単位子ども会の活動等への人材派遣及び地域づくりの支援

- (ア) 講師団の講師派遣
- (イ) 多文化共生の推進

#### (4) 県内、ブロック・各市・町子連との連携

##### (ア) 事務担当者会議の実施

- ・ 実施日 令和2年4月16日(木)
- ・ 対象 各ブロック・市・町子連事務担当者
- ・ 場所 神戸市内

(イ) ブロック、市・町子ども会の事務担当者との情報共有、連携強化を図ります。

##### (ウ) 事業の手引き「遊びは子どものエネルギー」の発行

- ・ 作成部数 : 150部
- ・ 配布 : ブロック、市・町子連事務担当者、役職員等
- ・ 配布時期 : 4月

### 3. 子ども会活動に必要な調査研究及び資料の発行(定款第5条第3号関係)

#### (1) 子ども会活動の振興に向けた研究等の実施

子ども会が抱える当面の課題に対して、課題の整理や支援体制の在り方などの探究を行い、子ども会活動の発展を目指します。

#### (2) 資料の発行

##### (ア) 育成会活動推進に必要な育成会ノートの発行

- ・ 作成部数 : 8,000部×3回
- ・ 配布 : 各単位子ども会育成会
- ・ 配布時期 : 6月、11月、3月

##### (イ) 子ども会育成カードの作成(再掲)

- ・ 配布 : 各単位子ども会育成会
- ・ 配布時期 : 4月以降随時

##### (ウ) 子ども会活動振興のための資料(子ども会活動ハンドブック)の発行(再掲)

- ・ 作成部数 : 3,500部
- ・ 配布 : 各単位子ども会育成会
- ・ 配布時期 : 4月以降随時

##### (エ) 事業の手引き「遊びは子どものエネルギー」の発行(再掲)

- ・ 作成部数 : 150部
- ・ 配布 : ブロック、市・町子連事務担当者、役職員等
- ・ 配布時期 : 4月

### 4. 子どもの健康の保持増進に関する事業(定款第5条第4号関係)

#### (1) 「つぼみスクール」の展開等

身体と心の発達や健康について、子ども会会員及び親、指導者、育成者が学ぶ機会の実施に対して支援を行います。